

2024年6月27日

通貨選択型特別終身保険(『やさしさ、つなぐ2』等)の 累計販売額が3兆円を突破

MS&ADインシュアランス グループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長: 藏田 順)は、生前贈与ニーズに応える商品として、業界に先駆けて発売した通貨選択型特別終身保険(『やさしさ、つなぐ2』等)の**累計販売額が、2024年6月26日に3兆円^{※1}を突破**しましたので、お知らせします。

通貨選択型特別終身保険は、円または外貨(米ドル・豪ドル)で運用し、生存給付金の受取人をご家族とすることで、お客さまの大切な資産をスムーズにつなぐことができる終身保険です。2016年8月の販売開始以来、次世代への円滑な資産承継に向けた生前贈与・相続、超高齢社会における資産形成など、多様化するお客さまのニーズにお応えする保険商品として、お客さまの豊かな未来づくりをお手伝いしてきました。

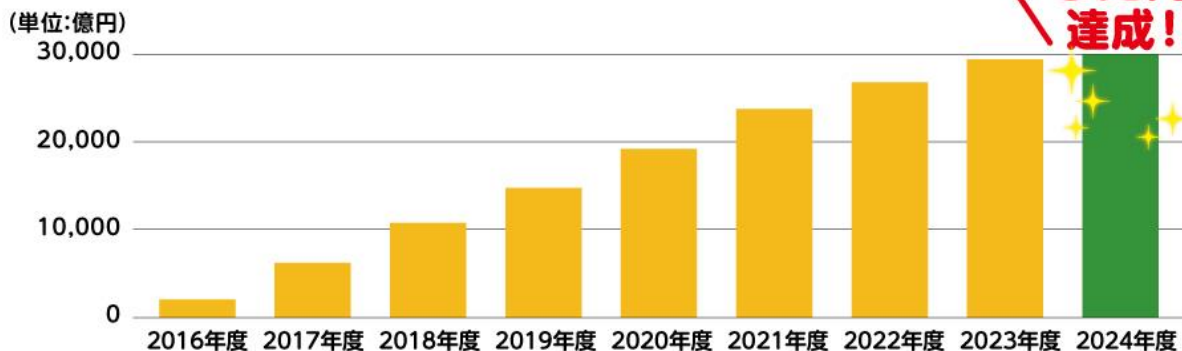
これまでに全国133の代理店、約4万7千名の保険販売担当者を通じて、発売以来、約11万8千名のお客さまにご契約いただき、また、生存給付金のお支払いによってお客さまの想いをお届けしたご家族、ご親族の人数は延べ約23万5千名に上ります。^{※2}

当社はこれまで、お客さまのニーズや保険販売担当者からの声に応え、7回にわたり商品機能の強化や商品の魅力を向上させる商品改定を行ってきました。

そして、この7月1日から、ご家族に贈与した資金を有効に活用してもらいたいというお客さま(贈与者)の声にお応えし、「長期・積立・分散」投資により資産形成にお役立ていただける生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型)(『あしたも充実2』)を受贈資金の受け皿として活用いただけるプランの提供を開始いたします。(詳細は2ページ参照)

これからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまの資産形成や円滑な資産承継、資産寿命の延伸といった社会課題の解決に貢献できる生命保険商品・サービスを提供してまいります。

●通貨選択型特別終身保険(『やさしさ、つなぐ2』等)の累計販売額グラフ



お取り扱い
金融機関数
全国
133^{※2}
代理店

ご販売
いただいた人数
4.7^{※2}
万人

ご契約いただいた
人数(契約者)
11.8^{※2}
万人

想いを
お届けした人数
(生存給付金受取人)
延べ**23.5**^{※2}
万人

※1 2024年6月26日現在、契約受付ベースの累計販売額(対象商品:『やさしさ、つなぐ』、『やさしさ、つなぐ2』、『やさしさ、つなぐ+介護』、『やさしさ、つなぐ+介護2』、『幸せの贈りもの』、『贈るよろこび』、『贈るよろこび2』、『想いの架け橋』、『想いの架け橋2』)

※2 2024年6月26日現在

やさしさ、つなぐ2 の特徴

特徴1：生前贈与をスムーズに行うことができます※3

- 生存給付金の受取人をご家族に指定することで、贈与契約書を作成することなく、生前贈与ができます。
- 外貨建の契約でも、生存給付金額の上限を円で設定できるため、贈与税の基礎控除の範囲内で贈与ができます。

特徴2：生存給付金支払日をお客さまのご希望日に指定できます

- 契約日から翌年の契約応当日までの間で、ご家族の誕生日などのご希望日を生存給付金支払日に指定できます(アニバーサリー機能)。

特徴3：一時払保険料を上回る保障があります

- 生存給付金既払額と死亡保険金額の合計は、契約通貨建てで一時払保険料を上回ります。

※3 本税務取扱いの内容は2024年6月1日現在の税制にもとづく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

あしたも充実2 の特徴

『あしたも充実2』は、外貨の好金利、ドルコスト平均法、トンチン性※4を生かした外貨建平準払個人年金保険です。

特徴1：安心のしくみがあります

- 三大疾病により被保険者が所定の状態に該当した場合、将来の保険料の払込みが免除され、免除後も保険料を払込み続けたものとして保障や運用を継続します。※5

特徴2：柔軟なしくみを活用できます

- 保険料払込の停止・再開、保険料払込期間の延長等、ライフプランの変化に柔軟に対応できるしくみがあります。
- ライフスタイルにあわせて、年金の受取り方を選べます。

特徴3：ふやすしくみを追求します

- 据置期間の設定や年金支払開始日の繰下げにより、運用を継続できます。外貨の好金利やトンチン性※4を活用して運用を継続することで、年金原資をより大きくすることができます。

生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型)(『あしたも充実2』)のご活用プラン

『やさしさ、つなぐ2』※6の生存給付金受取人が、次の条件を満たして『あしたも充実2』をご契約いただく場合、**『あしたも充実2』の積立利率を0.1%上乘せ**いたします。

条件1	『やさしさ、つなぐ2』※6の生存給付金受取人が『あしたも充実2』の契約者であること。 (『あしたも充実2』と『やさしさ、つなぐ2』※6の同時申込、または『やさしさ、つなぐ2』※6の契約成立後でのお申込みであること。)
条件2	生存給付金受取期間中であること(生存給付金の最終の支払日を超過していないこと)。※7
条件3	『やさしさ、つなぐ2』※6と『あしたも充実2』の両契約ともに 同じ募集代理店 であること。
条件4	お申込時に、契約者が生存給付金受取人となっている『やさしさ、つなぐ2』※6の契約の「証券番号」または「申込番号」を申請いただくこと。

※4 トンチン性とは、死亡保障や解約払戻金を抑え、年金原資を大きくするしくみをいいます。

※5 「三大疾病保険料払込免除特約(平準払定額保険用)」を付加した場合、本特約は、募集代理店によってお取扱いのない場合があります。

※6 対象商品:『やさしさ、つなぐ2』、『あしたも充実2』

※7 「生存給付金支払停止特約」が付加された場合、生存給付金の受取りが終了している場合は対象外となります。

■主なお取扱いについて(『やさしさ、つなぐ2』)

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
一時払 保険料	最低保険料	3万米ドル (1米ドル単位)	3万豪ドル (1豪ドル単位)	300万円 (1万円単位)
	※円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。			
	最高保険料	基本保険金額が契約日における円入金特約で 適用する為替レートで換算して10億円となる保険料		基本保険金額が 10億円となる保険料
契約年齢		0歳～90歳		
保険料の払込方法		一時払のみ		
積立利率適用期間		契約日から20年		契約日から30年
		※終身保障倍率0倍を選択した場合は、生存給付金支払回数から1を差引いた年数		
保険期間	第1保険期間	契約日から3年		
	第2保険期間	契約日の3年後から積立利率適用期間満了まで		
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身 ※終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間はありません。		
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。		
主な特約*		円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、生存給付金円支払特約、 終身保障不担保特約、円建支払額設定特約、 円建支払額設定特約(外貨支払用)、円建支払額設定特約(円建契約用)、 遺族年金支払特約、指定代理請求特約、生存給付金支払停止特約		

*販売代理店によって、取扱う特約が異なります。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

■市場リスクについて

積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について(『やさしさ、つなぐ2』)

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●第1 保険期間中および第2 保険期間中にご負担いただく費用

・積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率(合成指標金利)の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。
 ※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

(1) 積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利

(2) 生存給付金支払回数×0.5年(端数年は切捨てます。)および契約通貨に応じた指標金利

なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。

・第2 保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示することができません。

●第3 保険期間中にご負担いただく費用

第3 保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3 保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
 ・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50 銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM+25 銭) ÷ (払込通貨の TTM-25 銭)
生存給付金を除く保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50 銭

※生存給付金を円で受取る場合の為替レートは、TTM が適用されます。

●遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

【解約控除率】

＜契約通貨が外貨の場合＞

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数5回											
解約控除率	2.0%	1.2%	0.6%	0.2%	-	-	-	-	-	-	-
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数7回											
解約控除率	3.0%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%	-	-	-	-	-
上記以外											
解約控除率	6.5%	5.2%	4.0%	3.0%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%	0%	0%

＜契約通貨が円の場合＞

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数10～14回											
解約控除率	2.0%	1.6%	1.2%	0.9%	0.6%	0.4%	0.2%	0.1%	0%	0%	0%
上記以外											
解約控除率	2.5%	2.2%	2.0%	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	0%

当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面\(契約概要／注意喚起情報\)](#) 兼 [商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて(『あしたも充実2』)

契約通貨		米ドル／豪ドル
保険料 円払込金額	最低	月額5千円(千円単位)
	最高	月額40万円
保険料払込方法		月払
保険料の払込プラン		月払プラン、半年払プラン、年払プラン、前納
保険料払込経路		口座振替／クレジットカード払い ※第1回保険料は、三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込みも可能です。 ※前納する場合は、三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込みとなります。 ※クレジットカード払いは、月払プランのみのお取扱いとなります。
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～80歳
保険料払込期間／据置期間		保険料払込期間: 10年～50年／据置期間: 1年～30年 ※据置期間は設定しないこともできます。 ※年金支払開始日における被保険者の年齢は90歳を上限とします。
年金支払開始年齢		10歳～90歳
年金支払期間		確定年金: 5・10・15・20年／ 年金総額保証付終身年金・保証期間付終身年金: 終身
保険料円払込金額の減額		減額後の毎月の保険料円払込金額5千円以上 ※減額後、毎月の保険料円払込金額が5千円以上であること、保険料一括払期間中または前納期間中でないことが必要です。
保険料円払込金額の増額		お取扱いいたしません
一部解約		お取扱いいたしません
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・解除)の対象です。
付加できる主な特約		個人年金保険料税制適格特約、遺族年金支払特約、円支払特約、 年金円支払特約、円換算額自動確保特約、年金分割支払特約、 年金奇数月支払特約、指定代理請求特約 三大疾病保険料払込免除特約(平準払定額保険用)*

* 募集代理店によって、お取扱いのない場合があります。

【この保険のご検討にあたってご確認ください事項】(『あしたも充実2』)

■為替リスクについて

この保険は、死亡保険金、解約払戻金、年金等(以下、保険金等)を円で受取る場合、為替相場の変動により、換算後の保険金等の金額が、お支払いいただいた保険料円払込金額の合計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。また、保険料円払込金額を契約通貨に換算した外貨建保険料は、為替相場の変動による影響を受けるため、お払込みのたびに変動(増減)します。

■預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●年金支払開始日前にご負担いただく費用

- ・払込保険料から新契約の締結に必要な費用として新契約費用、保険料の集金に必要な費用として集金費用を控除します。
- ・年金支払開始日前に適用される積立利率の算出に用いる基準利率は、契約時に定めた年金支払開始日までの期間および契約通貨に応じた指標金利の $-1.0\% \sim +1.5\%$ の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。なお、基準利率は 0.01% を下回ることはありません。
※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- ・契約内容に応じて、契約日から一定期間は、積立金額から死亡保険金を支払うための死亡保障費用を控除する場合があります。
※これらの費用は、保険料払込期間、経過期間、契約通貨、被保険者の年齢、性別等によって異なるため、その計算方法を表示することができません。
※指標金利、基準利率および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合の円入金特約(平準払用)レート	TTM+50銭*
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50銭

* 年払プランおよび前納の場合は、為替手数料の優遇があり、TTMを使用します。

●年金支払期間中にご負担いただく費用(遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

解約時にご負担いただく費用はありません。

当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面\(契約概要／注意喚起情報\)兼 商品パンフレット](#)」をご覧ください。